

②熊本城周辺地域の景観形成基準（重点地域） 約550ha

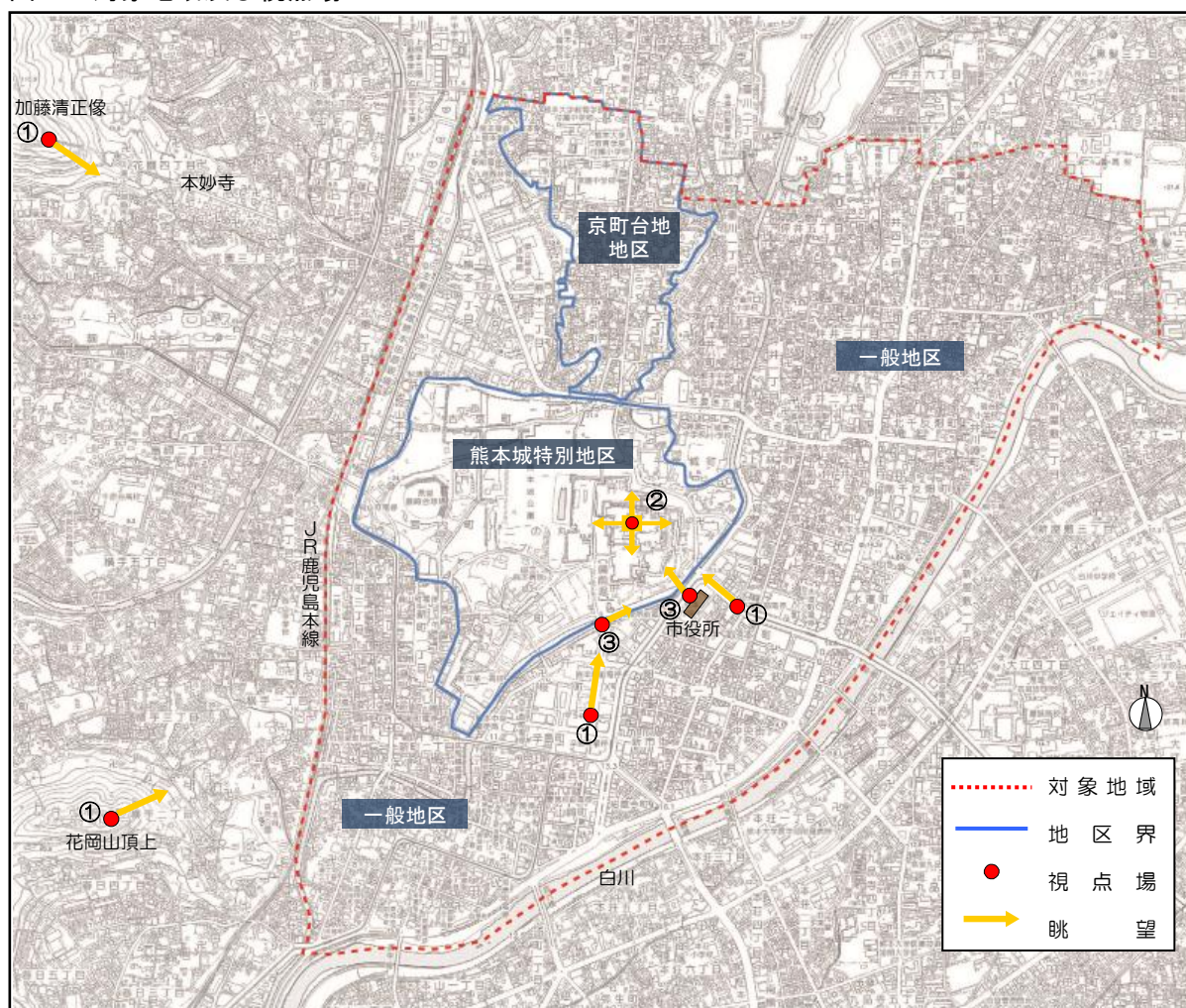
熊本城周辺地域では、ランドマークとしての熊本城への眺望、熊本城からの眺望、市街地と熊本城との間のゆとりある眺望を保全するため、熊本城を望む視点場及び天守閣からの眺望に配慮した景観形成基準を定めます。

1) 対象地域及び視点場

対象地域と視点場を下図に示します。

熊本城周辺地域は、地域の特性を踏まえた眺望確保のため、熊本城特別地区、京町台地地区、一般地区に区分します。

図8 対象地域及び視点場



熊本城への眺望の確保 視点場①：本妙寺・加藤清正像前など、熊本城が眺望できる通り



<本妙寺の加藤清正像前からの眺望：熊本城を取り囲む緑への眺望に配慮する。>



<電車通りからの眺望>



<シンボルロードからの眺望>

熊本城からの眺望の確保 視点場②：天守閣



<天守閣からの東側市街地への眺望：市街地の形づくる線に収まるように配慮する。>



<天守閣からの西側市街地への眺望>

市街地との間のゆとりある眺望の確保 視点場③：長塀通り、市役所前



<長塀通りからの眺望>



<市役所前からの眺望>

2) 景観形成基準

(特別史跡熊本城跡内の建造物については、熊本城周辺地域の景観形成基準は適用しません。)

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ ※1 緑のライン 本妙寺、花岡山等から中心市街地を眺望した場合に、熊本城周辺の樹木の緑が形づくる線	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の位置を道路境界から後退させること等によって、可能な限り熊本城の石垣と緑への眺望、ゆとりある歩行者空間の確保に努めること。 建築物等の高さは、ランドマークとしての熊本城への眺望及び熊本城天守閣からの眺望を保全するために、以下のとおりとする。 ただし、熊本城特別地区を除き、都市計画法に基づく高度利用地区等に指定予定の区域内の建築物等は、市長が熊本市景観審議会の意見を聴き良好な景観形成に支障がないと認めた範囲内において、景観形成基準に定められた高さを超えることができる。 <熊本城特別地区> <ul style="list-style-type: none"> 海拔 50m (熊本城本丸の石垣の高さ) を超えないこと。 <京町台地地区> <ul style="list-style-type: none"> 海拔 63m を超えないこと。 <一般地区> <ul style="list-style-type: none"> 海拔 55m (緑のライン※1) を超えないこと。 																											
	形態 ※2 スカイライン 空を背景とした山岳や建築物の輪郭線	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等は、地域の雰囲気損なわない、全体を統一感のある形態意匠となるように配慮すること。 周囲の街並みや山並みに調和するスカイライン※2の形成、屋外に設置される設備類の建築物全体との一体化等により、天守閣からの眺望に配慮したデザインとすること。 																											
	色彩・材料 ※3 景観 シミュレーション 現況写真をもとに計画建物等の完成予想図を合成し、実際に建設した様子に近い景観を観察し、その景観上からの影響を評価するもの	<ul style="list-style-type: none"> 「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。 樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーション※3を作成し、事前協議すること。 対比効果の大きい色彩(色相・明度・彩度)の組合せは避けるように努めること。 「地域で推奨する色彩」 (マンセル値) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明灰色</td> <td>N</td> <td>8 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中灰色</td> <td>N</td> <td>6 以上 8 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>暗灰色</td> <td>N</td> <td>3 以上 6 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">明穏色</td> <td>R・YR・Y系</td> <td rowspan="2">8 以上 10 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>1 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中穏色</td> <td>R・YR・Y系</td> <td rowspan="2">5 以上 8 以下</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>1 以下</td> </tr> </tbody> </table> ※熊本城特別地区内においては、背景が樹木の緑となる場合は明度3以上7以下とする。		色相	明度	彩度	明灰色	N	8 以上 9 以下	—	中灰色	N	6 以上 8 以下	—	暗灰色	N	3 以上 6 以下	—	明穏色	R・YR・Y系	8 以上 10 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	1 以下	中穏色	R・YR・Y系	5 以上 8 以下	3 以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系
	色相	明度	彩度																										
明灰色	N	8 以上 9 以下	—																										
中灰色	N	6 以上 8 以下	—																										
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—																										
明穏色	R・YR・Y系	8 以上 10 以下	3 以下																										
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1 以下																										
中穏色	R・YR・Y系	5 以上 8 以下	3 以下																										
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		1 以下																										

建築物、 工作物の新築、 新設、増築、 改築、移転又は 外観の変更	色彩・材料	「使用できない色彩」変更命令の対象 (マンセル値) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">鮮明色</td> <td>R・YR系</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">全域</td> <td>6を超える</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4を超える</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>2を超える</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR系	全域	6を超える	Y系	4を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	2を超える
		色相	明度	彩度										
鮮明色	R・YR系	全域	6を超える											
	Y系		4を超える											
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		2を超える											
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化、壁面緑化などを活用し、眺望景観にも配慮しながら積極的に緑化を図ること。 ・大木、古木は積極的に保存を図ること。 													

－参考－大規模屋外広告物の景観形成基準 (第5章参照)

屋外広告物の表示、 設置、変更又は改造	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突状の屋上広告は、掲出しないこと。 ・建築物本体と一体的なデザインとし、建築物のデザインや規模との調和に配慮すること。 <p><熊本城特別地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告は、掲出しないこと。 ・屋外広告物の基調色は、高彩度とならないように努めること。 ・屋外広告物の照明は、熊本城の夜間景観に配慮して、過度な明るさ及び派手な色彩とならないように努めること。 <p><京町台地地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告の高さは、海拔63mを超えないこと。 <p><一般地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告の高さは、海拔55mを超えないこと。 ・シンボルロードからの熊本城天守閣への良好な眺望を守るために、突出広告の掲出はしないように努めること。
------------------------	---